

## 銚田市消防団応援の店事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、本市の区域内に存する事業所、店舗その他の団体(以下「事業所等」という。)の協力により、銚田市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例(平成17年条例第138号)第1条に規定する団員(以下「団員」という。)及び当該団員の同居の家族(以下「家族」という。)に対する優遇措置を自主的に行う銚田市消防団応援の店事業(以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防団応援の店 団員及び家族(以下「団員等」という。)に対して優遇措置を行う事業所等であつて、市長が認めるものをいう。
- (2) 優遇措置 消防団応援の店が団員等に対して行う代金の割引、特典の付与その他支援、優待等の措置をいう。

### (認定申請)

第3条 消防団応援の店の認定を受けようとする事業所等(以下「認定申請者」という。)は、消防団応援の店認定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

### (認定等の決定等)

第4条 市長は、前条の認定申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、当該認定申請者について次の各号のいずれにも該当することを確認のうえ、当該認定の認否を決定し、銚田市消防団応援の店認定・不認定決定通知書(様式第2号)により、当該認定申請者に通知するものとする。

- (1) 明確な優遇措置が設けられていること。
- (2) 全ての団員等を対象に優遇措置を行うこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当しないこと。
- (4) 特定の政治活動又は宗教活動を目的としないこと。
- (5) 銚田市暴力団排除条例(平成23年条例第13号)第2条の規定に該当するもの又は当該該当するものと密接的な関係を有するものでないこと。

### (表示証の交付)

第5条 市長は、前条の規定により当該認定申請者を消防団応援の店として認定するとき、前条の決定通知書に銚田市消防団応援の店表示証(様式第3号。以下「表示証」という。)を添えて交付するものとする。

### (認定等の有効期間)

第6条 第4条の規定による認定及び表示証は、交付の日から消防団応援の店が優遇措置を終了するまでの期間について有効とする。

### (表示証の掲示等)

第7条 消防団応援の店は、交付された表示証を当該事業所等の見やすい場所に掲示するものとする。

2 消防団応援の店は、パンフレット、チラシ、ポスター、看板、ホームページ等において銚田市消防団応援の店である旨の表示をすることができる。この場合において、消防団応援の店は、表示証の寸法、字句、図案等の内容及び比率に変更を加えずに縮尺を任意に拡大又は縮小をして使用することができるものとする。

3 前2項の掲示に当たっては、茨城県屋外広告物条例(昭和49年条例第10号)の規定を順守しなければならない。

(消防団応援の店の公表)

第8条 市長は、消防団応援の店の名称、所在地、優遇措置の内容その他必要な事項について、本市の公式サイト等において公表することができる。

(変更等の届出等)

第9条 消防団応援の店は、第4条の規定により認定を受けた事項の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、消防団応援の店認定事項変更・廃止届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により認定の廃止をした事業所等は、直ちに表示証を市長に返還しなければならない。

(認定の取消し)

第10条 市長は、消防団応援の店が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号に掲げる基準のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により当該認定を受けたとき。
- (3) この告示又はこの告示に基づく市長の指示に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が認定を不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、当該消防団応援の店に対し、表示証の返還を命じなければならない。

(団員カードの交付等)

第11条 市長は、団員等に消防団員・家族応援カード(様式第5号。以下「団員カード」という。)を交付するものとする。

2 団員等は、当該団員が団員の資格を喪失したときは、直ちに団員カードを市長に返還しなければならない。

(利用者及び利用方法)

第12条 この告示による事業の対象者(以下「利用者」という。)は、団員等とする。

2 利用者は、消防団応援の店において優遇措置を受けようとするときは、団員カードを消防団応援の店に提示しなければならない。

(団員等の順守事項等)

第13条 団員等は、事業の利用に当たっては、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 団員カードを他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (2) 団員カードを不正に使用し、又は定めのない優遇措置を消防団応援の店に強要する等の不当な行為をしないこと。

- 2 消防団応援の店は、団員又は家族による前項の順守事項に違反する行為(以下「違反行為」という。)があったときは、速やかに市長に報告するものとする。
- 3 違反行為により消防団応援の店が受けた損害については、当該違反行為を行った団員又は家族が賠償等をしなければならないものとし、市は、その責を負わない。
- 4 市長は、第2項の報告等により違反行為があったことを認めるときは、当該違反行為を行った団員又は家族に対し、団員カードの返還を命じなければならない。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年6月12日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

消防団応援の店認定申請書	
年 月 日	
<p>銚田市長 様</p> <p style="text-align: center;">（認定申請者）名称</p> <p style="text-align: center;">代表者名 <span style="float: right;">印</span></p> <p>消防団応援の店の認定を受けたいので、銚田市消防団応援の店事業実施要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。なお、この申請の内容（担当者の所属及び氏名を除く。）について、銚田市の公式サイト等に掲載すること及び認定に必要な事項を調査することに同意します。</p>	
所在地	〒
電話番号	
担当者の所属、氏名	
URL、ファクシミリ番号等	
営業時間	午 時 分から 午 時 分まで
定休日	
<p>優遇措置の内容</p> <p>※サービスの内容を具体的に記入してください。</p>	

消防団応援の店認定・不認定決定事項通知書

（認定申請者）

様

銚田市長 印

年 月 日付であった申請について、認定・不認定することと決定したので、銚田市消防団応援の店事業実施要綱第4条の規定により、次のとおり通知します。

1 認定に関する事項	
名称	
所在地	
備考	

※この認定決定通知書に併せて、同要綱第5条の規定により、銚田市消防団応援の店表示証を交付します。

2 不認定に関する事項	
理由	
備考	

# 消防団応援の店

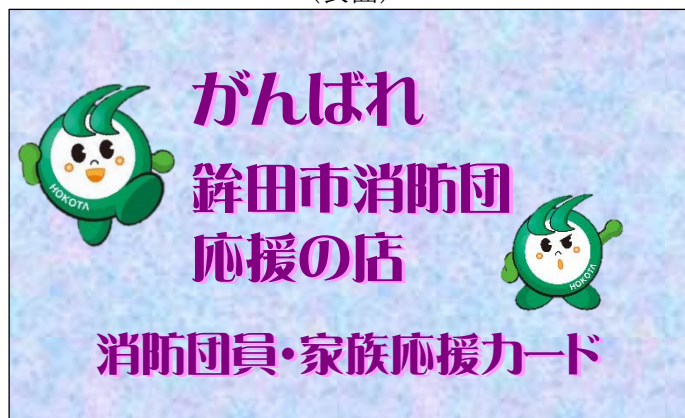


がんばれ **鉾田市消防団**


様式第4号（第9条関係）

消防団応援の店認定事項変更・廃止届出書	
年 月 日	
<p>銚田市長 様</p> <p style="text-align: center;">(消防団応援の店) 所在地</p> <p style="text-align: center;">名称</p> <p style="text-align: center;">代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>年 月 日付 第 号で認定のあった消防団応援の店について、認定事項の変更・廃止をしたいの、銚田市消防団応援の店事業実施要綱第9条第1項の規定により、届け出ます。</p>	
変更年月日	年 月 日
変更内容	変更前
	変更後
変更の理由	
廃止年月日	
廃止の理由	
備考	

（表面）



（裏面）

 銚田市消防団 \_\_\_\_\_ 分団・本部

団員氏名(署名) \_\_\_\_\_

家族氏名(署名) \_\_\_\_\_

- 1 消防団応援の店でこの利用者証を提示してください。利用者証を提示しない場合は、優遇措置を受けることができません。
- 2 この利用証は、署名した消防団員及び家族のみ有効となります。譲渡や貸与はできません。
- 3 この利用証は、団員の資格を失ったときは、直ちに市長に返還してください。

【問合せ先】 銚田市 総務部 総務課 危機管理室 (0291-36-7145)